

令和7年度 渋谷区立加計塚小学校「いじめ防止基本方針」

本方針は、渋谷区いじめ防止基本方針の理念に基づき、全教職員が共通理解し例外なく実践することで、加計塚小学校のすべての児童が安心して学び合い、喜び合える学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定しました。

1 いじめの定義及びいじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめとして定義します。

いじめは人権問題であり、児童の尊厳を保持するためにも「心身の苦痛を感じている児童にどこまでも同苦する」「いじめは、どのような理由があっても許されるものではない」という認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめは絶対に許さないという未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示すとともに、保護者、地域、関係機関等とも連携し、多様性を認め合い、大切にし合える支持的風土の構築を目指します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置と校内研修の実施

- (1) 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる「加計塚小学校いじめ対策委員会」を校内組織として設置し、月1回（第1金曜日）定期的に開催し、「いじめ防止基本方針」を教職員と共有、実践をするとともに、児童一人一人の事案における行動記録の作成、共有、継続した経過観察を通して、全教職員による指導体制を構築していきます。
- (2) いじめの「未然防止」「早期発見」「事実確認」「早期対応」等について、全教職員による校内研修を年間3回（4月、8月、12月）以上実施して、本校の教職員のいじめ防止についての意識を高めていくとともに、保護者に対しても研修内容を報告し共有していきます。

3 いじめに関する取組

【未然防止】

- (1) 日々、話合いや学び合いを通して互いのよさや違いを認め合える授業の実現を目指します。
- (2) 各学級で「いじめに関する授業」を年間3回（4月、9月、1月）及び「人権課題に関する授業」を年間1回（12月）実施・公開し、教職員相互に参観し合い、高め合うとともに、豊かな情操や人権に関する知識や態度、価値観、規範意識をもち主体的に考え行動できる児童の育成を推進していきます。また、保護者に対しても実施日を伝え、内容を共有していきます。
- (3) 各学級活動や児童会活動（委員会や児童集会）において、児童が相手意識をもち、自主的・主体的に活動を計画・運営することを通して、互いを尊重し、人権感覚を高めていけるよう指導・支援します。
- (4) 児童・保護者に定期的に専門相談機関やスクールカウンセラーによる教育相談等を紹介し、困っていることや悩んでいることを相談する窓口を周知したり、「SOSの出し方を指導する授業」を行ったりします。
- (5) 5月と11月に担任と児童の二者面談を一人5～10分行います。担任と児童の信頼関係を築くことがいじめのない安定した学級づくりに欠かせないと考え、児童一人ひとりと向き合っていきます。

【早期発見】

- (6) いじめの早期発見のためのアンケートを全児童に年間5回以上実施し、教育ダッシュボードを通して本校児童の情報を全教職員で結果を共有し、継続して指導・観察を繰り返し、早期対応・解決に努めます。実施にあたっては、保護者にも通知し、保護者や地域からの情報収集の機会とし、協働して解決にあたります。また、タブレット上の教育ダッシュボードを活用しながら「学校生活アンケート（4年生以上）」の結果に目を通し、聞き取りが必要と思われる児童には声をかけます。

- (7) 日頃から児童とのコミュニケーションを図り、児童理解に努めます。身体的、精神的トラブルが起こった際は丁寧に聞き取りをし、児童・教員・保護者間で共有します。
- (8) スクールカウンセラーの日常の相談体制を整え、5年生の全員面接を行い早期発見に生かします。

【事実確認】

- (9) いじめやいじめの疑いを把握した場合には、学校いじめ対策委員会において事実確認の方策を協議するとともに、教職員は役割分担を行い、迅速に関係児童等への聞き取りを行い、事実の詳細を確認・記録をします。いじめの解決にむけて保護者等にも内容を共有します。

【早期対応】

- (10) 事実確認に基づき、学校いじめ対策委員会において決定した対応方針に基づき組織として対応し、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保したうえで、該当する児童に毅然とした態度で指導にあたり、早期解決を図ります。
- (11) いじめの解決に向けた対応状況については、行動観察や行動記録を継続したり、いじめ対策委員会において全教職員で経過の共有や再発防止に努めたりしながら、適宜、関係する保護者と情報を共有し、相談体制を進めていきます。
- (12) 必要に応じて、関係機関や専門家等と相談・連携を図ります。

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じる疑いや、相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある重大事態が発生した場合は、学校いじめ対策委員会が当該重大事態に迅速に対処するとともに、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じる事案については、いじめを受けた児童等の安全や落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。そして、その解決や心のケアについては、スクールカウンセラーや渋谷区教育センター、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター、主任児童委員、民生委員等関係機関と連携して対応します。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、渋谷警察署と連携して対応します。

5 保護者への連絡と支援、助言

- (1) 学校いじめ基本方針については、学校だよりや学校運営協議会、年度初め保護者会などで保護者にも説明したり、常時学校ホームページ上で公開したりして、保護者や地域、関係諸機関との協働体制を確立します。
- (2) いじめやいじめの疑いを把握した場合には、関係の保護者に事実確認の内容や早期解決の方策を説明、共有するとともに、いじめを受けた児童とその保護者には安全の確保や支援を行い、いじめを行った児童とその保護者には指導・助言をします。その事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者には適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等については自己評価を行うとともに、保護者アンケートや学校運営協議委員による外部評価を受け（12月）、分析、改善を行います。

令和7年3月1日 改訂